

各就労継続支援B型事業所 御中

東京都福祉保健局障害者施策推進部
就労支援担当課長 梶野 京子
(公 印 省 略)

就労継続支援B型事業所における目標工賃達成加算Ⅱ型の届出等について(通知)

日ごろより、東京都の障害者福祉の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成24年度東京都工賃実績調査の結果が公表され、平成25年12月サービス提供分より、就労継続支援B型事業所における目標工賃達成加算Ⅱ型が算定できるようになりました。当該加算は、加算の要件を年度当初から満たす事業所については、平成25年4月からの遡及適用が認められています。

つきましては、下記のとおり届け出いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 目標工賃達成加算Ⅱ型の届出について

(1) 加算の算定要件

- ① 事業所の平成24年度における平均工賃が、平成24年度東京都工賃実績の施設種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること。

ア 平成24年度就労継続支援B型事業所の平均工賃(月額) : 14,484.7円
 $14,484.7円 \times 80\% = \underline{11,588円}$

イ 平成24年度就労継続支援B型事業所の平均工賃(時間額) : 205.2円
 $205.2円 \times 80\% = \underline{164円}$

※平成24年度の月額平均工賃が11,588円以上 又は 時間額平均工賃が164円以上 のいずれかを達成している事業所は、当加算の対象になります。

注：平成24年度の途中に就労継続支援B型事業所の指定を受けた施設も対象です。

- ② 東京都の「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取り組みを実施していること。

(2) 提出様式

- ① 様式第2号 変更届出書
- ② 様式第5号 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 別紙 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 別紙23 平成25年度目標工賃達成加算に関する届出書
- ⑤ 工賃向上計画(東京都に既に提出済のもので可)

※様式の掲載場所(東京都障害者サービス情報)

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

(3) 提出期限

- ① 4月サービス提供分から遡及適用を希望する場合

平成25年11月29日(金)必着(締切厳守)

※東京都の事業所台帳への登録後に請求が可能になるため、国保連への請求は平成26年1月(12月分請求時)にお願いいたします。

※平成25年4月から平成25年11月までの8ヶ月分の加算が、遡って支給されます。過誤調整の時期及び方法については、各区市町村の指示に従ってください。

- ② ①以外

原則通り毎月15日までに申請してください(翌月のサービス提供分から加算を算定できます)。

(4) 提出方法

郵送による提出

《提出先》

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課就労支援係

(5) 注意事項

目標工賃達成加算Ⅱ型の算定に当たっては、毎年度届出が必要です。既に当加算が算定されている事業所であっても、必ず(2)の様式を提出してください。

また、今年度から算定要件を満たさなくなった事業所は、速やかに変更届を提出し、加算を取り下げてください。

3 平成24年度工賃実績の公表について

平成24年度工賃(賃金)実績調査の結果は、下記URLより御覧いただけます。

(東京都福祉保健局HP>障害者>障害者総合支援法>関係資料集)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shogai/shiryo.html>

4 目標工賃達成加算Ⅰ型について

目標工賃達成加算Ⅰ型は、目標工賃達成加算Ⅱ型と異なり、都道府県の施設種別前年度平均工賃を用いないため、原則遡及適用はできません。

なお、目標工賃達成加算Ⅰ型の条件の一つに、「前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上であること」がありますが、平成25年10月19日の最低賃金の改正を踏まえ、平成26年度の加算算定に当たっては、以下のとおりご対応をお願いいたします。あらかじめご案内させていただきます。

(1) H25.10.1以前に事業を開始した場合：**H25.4.1時点の最低賃金(850円)**により判断

(2) H25.11.1以降に事業を開始した場合：**H25.10.19改正後の最低賃金(869円)**により判断

5 問い合わせ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課就労支援係
電話：03-5320-4158 FAX：03-5388-1408

第2

3 (5) 就労継続支援B型サービス費

⑤目標工賃達成加算の取扱い

(四) 目標工賃達成加算の要件

ア 目標工賃達成加算 (I)

(ア) 前年度の工賃実績 (※1) が、地域の最低賃金の3分の1 (※2) 以上であること。

(イ) 前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。

(ウ) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。

イ 目標工賃達成加算 (II)

(ア) 前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均工賃 (※3) の100分の80に相当する額を超えていること。

(イ) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。

※1 前年度の工賃実績

(i) 前年度の工賃実績に基づくものとする。

(ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2

(i) 時給の場合

前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の3分の1 (円未満四捨五入) 以上

(ii) 日給の場合

平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A型、B型) における留意事項について」に定める「事業所毎の平均工賃 (賃金) の算定方法 (事業所から各都道府県への報告)」に従い算出した時給額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上

(iii) 月給の場合

(ii) に同じ

【留意事項】

平成25年10月19日の最低賃金の改正を踏まえ、**平成26年度の加算算定**に当たっては、以下のとおりご対応をお願いいたします。あらかじめご案内させていただきます。

①H25.10.1以前に事業を開始した場合：**H25.4.1時点の最低賃金 (850円) により判断**

②H25.11.1以降に事業を開始した場合：**H25.10.19改正後の最低賃金 (869円) により判断**

※3 各都道府県の平均工賃

(i) 各都道府県の平均工賃は前年度のものを使用すること。

(例) 平成24年10月に就労継続支援B型事業所を開始した場合の目標工賃達成加算 (II) の算定要件

平成25年4月時点で、

① 平成24年度の工賃実績を算出

・平成24年10月から平成25年3月までの就労継続支援B型事業所の工賃実績を算出
・工賃実績は月額又は時間額で算出

② 平成24年度の各都道府県の就労継続支援B型事業所の平均工賃と、前記①の工賃実績を比較し、80%以上となっていること。

・月額又は時間額のいずれかの実績で80%以上となればよい。

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）より抜粋